



彼岸花

高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 9月の税務と労務

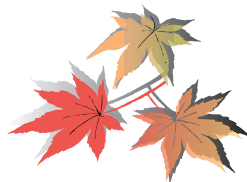
- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 10月1日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 10月1日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月1日

9月

(長月) SEPTEMBER

17日・敬老の日 22日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30



ワン
ポイント

捜査特別報奨金制度 都道府県警察が捜査を行っている事件のうち警察庁が特に指定したものに、その事件の検挙に結びつく有力な情報提供者に国費より報奨金を支払う制度。報奨金は原則、上限300万円ですが、凶悪事件などでは1,000万円まで増額されます。なお、報奨金は、懸賞金、競馬の払戻金、生命保険の満期返戻金と同様に一時所得となります。

受給

期間

の延長

— 一定年等による場合 —

雇用保険の基本手当の受給期間（基本手当の支給を受けることができる期間）は、原則として離職の日の翌日から一年間ですが、離職理由が定年等の場合は、受給期間が最大で一年間延長される制度があります。

受給期間の延長を希望する場合

基本手当は一年間の受給期間が経過してしまうと、たとえ所定給付日数が残っていても、その受給資格に基づく基本手当は受けられなくなります。

そこで、受給資格にかかると離職が六〇歳以上の定年に達した者または六〇歳以上の定年に達した後再雇用等により一定期限まで引き続き雇用されることとなつている場合であつて、その期限が到来した者が、離職後一定期間求職の申込みをしないこ

とを希望する場合は、受給期間を一年間延長する申請をすることができます。

申請は、資格喪失日から二カ月以内（期限厳守）に、「受給期間延長申請書」（ハローワークに置いてあります）に離職票1、離職票2、認印等を持参して、住所地のハローワークで行いますが（郵送可）、高齢雇用継続給付の延長申請（用紙は同じ）も一緒に提出するとよいでしょう。

延長申請をした場合

この場合は、基本手当が支給されませんので、「特別支給の老齢厚生年金」（以下「年金」という）が支給されます。年金の裁定請求は、基本手当の受給如何にかかわらず、六〇歳になつたら速やかにしたほうがよいでしょう。

なお、老齢に関する年金は、原則的には六五歳支給開始ですが、当分の間、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし（原則として、厚生年金保険、国民年金など公的年金に加入した期間が二年以上あること）、厚生年金保険に加入した期間が一年以上ある者が六〇歳になつたときには、厚生年金保険に加入した期間に応じて、六四歳まで年金報酬比例部分の年金額と定額部分の年金額を合計した額に、要件を満たした者には加給年金額が加算）が支給されます。このうち定額部分の支給開始年齢が、段階的に引上げられ報酬比例相当額に切り替えられています。

求職活動を始めるとき

求職活動を始めるときは、通常どおり、まず住所地のハローワークに行き、求職の申込みを

したうえで、離職票を提出して受給資格の決定を受けます。ちなみに、定年等による離職の場合は、給付制限（三カ月）がありませんので、基本手当は一カ月前後で受給者指定の金融機関に振り込まれます。

求職の申込みをすると、それまで支給されていた年金は全額支給停止となります。支給停止期間は、受給資格者がハローワークに求職の申込みをした日の属する月の翌月から基本手当の所定給付日数が満了する月までの間で、この期間には、待期間間または一日でも基本手当を受給した日があればその日も含まれます。つまり、わずか一日の基本手当を受給しただけで一月分の年金額が支給停止となりますので留意が必要です。

年金の精算

就職したとき、基本手当の所定給付日数を受け終わったときあるいは受給期間が満了したときは、それまで支給停止されていた年金の支給停止解除期間の事後精算が行われます。ただし、実際に精算が行われるのは、計

算の結果がプラスになる（年金が返ってくる）場合のみで、マインナスになった場合は行われません。

支給停止解除月数は、次の計算式から求めます。

支給停止解除月数＝実際の年金支給停止月数－（基本手当の支給対象となった日数÷三〇日）

*（一）内の計算を行った結果一カ月未満の端数が生じたときは一カ月に切り上げます。

なお、年金受給権者が基本手当を受けたとみなされる日が一日もない月は、年金が支給されず。

一定の基本手当を残して再就職する場合

この場合は、基本手当の支給残日数により、(1) 高年齢雇用継続給付か(2) 再就職手当が支給されますので、いずれかを選択します。

(1) 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付には、① 高年齢雇用継続基本給付金と② 高年齢再就職給付金の二つがあり、①は基本手当を受給しない

で就労する者に対して、②は一定の基本手当を受給後再就職した者に対して支給される給付金です。

支給期間は、①は六〇歳に達した日の属する月から六五歳に達する日の属する月までの期間、つまり最長で五年間であるのに対して、②は一年間（支給残日数が一〇〇日以上二〇〇日未満のとき）で、支給額は、賃金の低下率に応じて定められていて、最大で再就職後の賃金額の一五％です。

(2) 再就職手当

再就職手当は、基本手当の支給残日数が三分の一以上ある受給資格者（基本手当を受けられる資格のある者）が安定した職業に就いた場合等の要件を満たしたときに支給されるもので、支給額は、基本手当日額に支給残日数を掛けた額の五〇％（支給残日数が所定給付日数の三分の二以上あるものにあつては六〇％）相当額です。

就職後における給与と年金額との調整

1 厚生年金保険に加入してい

ない会社で働くかまたは社会保険の被保険者になれないとき

給与と年金との調整はありませんので、年金は全額支給。さらに高年齢雇用継続給付の支給要件を満たしていれば、それも支給されます。

2 厚生年金保険に加入すると

六〇歳以後厚生年金保険の被保険者として働く場合は、在職支給停止のしくみにより年金額が減額または不支給になります。ただし、高年齢雇用継続給付は支給要件を満たしていれば給付は行われますが、年金額はさらに減額されず。

再就職手当を受給後、再び受給期間内に離職したとき

再就職手当を受けて就職し、受給資格を満たせず（雇用保険の一般被保険者として加入した期間が十二カ月未満）再び離職した場合、その受給期間内であれば、残りの基本手当を受けることができます。

ただし、再就職に際し、再就

職手当を受給していただきますので、その日数分は基本手当が支給されたものとして計算されます。

この場合の再就職手当の支給日数分の計算は、再就職手当の支給額を基本手当日額で割った日数となります。

なお、再就職後の雇用保険の加入期間が十二カ月以上ある場合は、再就職前の残りの基本手当の受給権は消滅しますが、新たな受給資格に基づく基本手当が受けられます。

老齢基礎年金の繰上げ支給を希望するとき

六五歳から支給される老齢基礎年金を六〇歳から繰上げて受けたいときは、いつでも請求することにより受給することができます。この場合、特別支給の老齢厚生年金も一緒に受けられますが、老齢基礎年金は生涯にわたって最大で三〇％減額される等デメリットがかなりあります。さらに、基本手当と繰上げ支給の老齢基礎年金は一緒に受けられませんが、特別支給の老齢厚生年金は支給停止となりますので、留意するとよいでしょう。

臓器提供に関する意思表示

Q 健康保険被保険者証の裏面に「臓器提供に関する意思表示」欄がありますが、これについて教えて下さい。

A 臓器摘出の要件及び臓器摘出にかかる脳死判定の要件等にかかる臓器の移植に関する法律の改正を踏まえ協会けんぽにおいても健康保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。

移植手術に使用するために臓器を摘出することができるのは、①本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないときか遺族がないとき、または②本人の臓器提供の意思が不明であって、遺族がこれを書面により承諾するときのいずれかに該当する場合に限られます。

この意思表示は、意思表示欄に記入することにより行いますが、15歳以上の者が

臓器を提供する旨を記入した場合は有効、反対に臓器を提供しない旨の意思表示は年齢にかかわらず有効となります。

なお、臓器を提供する旨の意思表示を記入した者で、意思表示欄に記載がない心臓弁、皮膚、血管、骨等の組織の提供も希望する者は、特記欄またはその他に「すべて」あるいは「皮膚」等から選択して記入できます。また、特記欄または余白に「親族優先」と記入すれば、親族への提供が優先されます。

意思表示欄を記入した場合、意思表示欄保護シール(個人情報保護シール)を貼付するか、またはそのままでも使用することができますが、この保護シールは一度はがすと再び貼付できませんので、記入内容を変更したい場合は(いつでも可)、健康保険証の再交付を受けて変更後の意思を記入するか二重線を引きます。

意思表示の内容については、保険者により異なることがありますので、所持している被保険者証を確認して下さい。

黙示の指示による労働時間

労働者が、使用者(上司等)の明白な残業の指示により、または使用者の具体的に指示した仕事が、客観的にみて正規の勤務時間内にはできないと認められる場合のように、超過勤務の黙示の指示によって法定労働時間を超えて勤務した場合は時間外労働となり、割増賃金を支払わなければなりません。

また、使用者の明白な残業の指示がないにもかかわらず、自発的に時間外労働等を行っている場合であっても、使用者が、それを知らないながら黙認していた場合は、自発的残業を容認したこととなり(使用者の指揮監督下における労働とみなされます)時間外労働となります。

このような自発的な残業を認めたくなければ、就業規則等に、残業する際には、その都度、使用者の許可を必要とする旨の定めをしたり、即座に残業をやめさせるなどの方法をとる必要があるでしょう。

介護保険料の徴収月

介護保険料は四〇歳から六四歳までの間、医療保険料と一緒に徴収されます。被保険者が四〇歳になり介護保険の第二号被保険者の資格を取得(手続きは不要)するのは、誕生日の前日の属する月です。したがって、四〇歳の誕生日が九月一日の者の場合は、資格取得日が八月三十一日となり、保険料は八月分から徴収されます。

同様に六五歳の誕生日が九月一日の者は、八月に第二号被保険者から第一号被保険者になり、医療保険料は現在属している医療保険から、介護保険料は、年金額が一八万円以上の場合是一年金から控除(特別徴収)、一八万円未満の場合は納付書による普通徴収となり、口座振替等による納付は認められません。